リフォームローン（インターネット申込専用）

令和７年２月１日現在

１．商品名	・リフォームローン（インターネット申込専用）
２．ご利用 いただける方	・申込時の年齢が満２０歳以上満６５歳以下、完済時７０歳未満の方 ・安定した収入のある方 ・㈱オリエントコーポレーションの保証が得られる方 ・当金庫の会員となれる方 （１）当金庫の営業地域内（神奈川県横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、大和市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町、平塚市、海老名市、綾瀬市、厚木市、相模原市（旧津久井郡を除く）、中郡大磯町、座間市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、秦野市、伊勢原市、愛甲郡清川村、小田原市、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、および東京都大田区、品川区、町田市、目黒区、港区、世田谷区）に居住している方 （２）当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 （３）当金庫の地区内に事業所を有する会社役員の方 ※上記の条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。詳しくは、当金庫の本・支店または各ローンセンターまでお問い合わせください。 ・住居が本人または同居の家族所有である方 ・本ローンを含む総借入金（他の借入予定分も含む）の年間元利金返済額が、前年度税込み収入の40％以内である方 ※ご本人年収には、配偶者または生計を共にし同居されている親、あるいは子1名に限り、お申込者の年収の1/2を限度として所得合算できます。 ・借換の場合、直近3ヶ月間延滞のない方
３．お使いみち	・自宅のリフォーム全般に関する資金。（自宅の増改築、修理、改装、バス・トイレの改良、システムキッチンの購入を含む住まいのリフォーム資金。事業用併用住宅の事業用部分の工事に係る資金や、アパートの増改築資金等事業性のものは対象外） ・当金庫および他金融機関のリフォームローン、住宅ローンに関する借換資金（直近３ヶ月間延滞のないもの）および借換に伴う繰上完済にかかる手数料。 ・リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金 ・空き家解体に要する資金。但し、本人または家族所有の物件。 ※事業性用途として使用している建物の解体は除く。
４．ご融資形態	・証書貸付
５．ご融資金額	・１０万円以上１，０００万円以内（１万円単位） 但し、借換の場合は借換対象ローン残高以内とします。 ※お使いみちが空き家解体の場合は、上限金額を３００万円以下とします。
６．ご融資期間	・１５年以内（６ヶ月単位） 但し、借換の場合は借換対象ローンの残存期間を上限とします。 ※お使いみちが空き家解体の場合は、７年以内とします。
７．ご融資利率	・変動金利型 ・審査結果により適用される金利が決定します。 ・ご融資利率はお申込時点ではなく、お借り入れいただく日の金利が適用されます。 ・現在の金利につきましてはホームページの金利一覧をご覧いただくか、当金庫本・支店または各ローンセンターまでお問い合わせください。
８．金利優遇	・資金使途に環境配慮リフォーム資金、バリアフリー工事資金が含まれる場合は、融資利率から年０．２％優遇します。 ※環境配慮リフォーム：エコキュート、エコジョーズ、エコウィル、エネファームおよび太陽光発電設備等の自然エネルギーを利用した発電装置全般
９．ご返済方法	・元利均等返済（毎月の元金と利息の合計返済額を一定にする返済方法） ・ご融資金額の５０％を上限として、６ヵ月ごとの増額返済も併用できます。
１０．団体信用生命保険	・団体信用生命保険に加入される場合は適用金利に年０．４％上乗せします。
１１．保証会社	・㈱オリエントコーポレーション
１２．保証料	・金利に含まれています。

SHONAN

リフォームローン（インターネット申込専用）

令和７年２月１日現在

１３．担保	・不要
１４．保証人	・原則として不要 但し、本ローン所得合算者・当該保証会社が必要と認めた場合は必要となります。
１５．手数料	・一部繰上返済手数料　無料 ・全額繰上返済手数料　無料 ・融資実行手数料　２，２００円（税込み） ・印紙代、振込手数料等　実費 ・その他手数料は、店頭にて「ご融資関連の主な手数料のご案内」を配布していますのでご確認ください。
１６．必要書類	・運転免許証、マイナンバーカード（写真付）、外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書　いずれか１点 ・所得証明書又は源泉徴収票(給与所得者)、納税証明書又は確定申告書控(個人事業者) ・自宅建物の不動産登記事項証明書（融資申込金額が３００万円以上の方またはお使いみちが空き家解体資金の方） ・工事見積書または工事請負契約書等資金使途が確認できる書類 ・借換の場合は、借換対象借入金の返済予定表および返済用預金口座通帳 ・ご返済用普通預金にお使いいただくご印鑑
１７．苦情処理措置 ・紛争処理措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店、またはお客様相談室（９時～１７時電話：０１２０－００１－９４１）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）、神奈川県弁護士会（電話０４５－２１１－７７１６）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室、または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）、関東地区しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－５５２４－５６７１）にお申し出ください。
１８．その他	・ご融資金は原則として、購入先等へ振り込むものとします。 ・ご返済額の試算につきましては、当金庫の本・支店または各ローンセンターまでお問い合わせください。　なお、当金庫のホームページでも試算ができますのでご確認ください。 ・お申込みにあたっては、保証会社ならびに当金庫所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

SHONAN